

国立研究開発法人産業技術総合研究所入札心得

（目的）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程（13規程第5号）、契約事務取扱要領（13要領第12号）その他の規程に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札及び開札）

- 第2条 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、仕様書、図面及び契約書（案）等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、調達担当職員（入札説明書の問い合わせ先に記載の担当者）に説明を求めることができる。
- 2 競争参加者は、入札書を直接に又は郵便により提出しなければならない。加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- 4 競争参加者から入札権限を委任された者（以下「代理人」という。）が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。また、入札権限に関する委任状の提出を契約担当職から求められた場合には、契約担当職が定める期限までにこれを提出しなければならない。
- 5 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項（入札金額を除く。）を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- 6 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 7 入札書を提出するときは、競争参加者は入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を提出しなければならない。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、入札公告等により別途定めがある場合を除く。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 9 入札公告により一般競争参加者資格審査申請書を提出した者に係る資格審査が開札

日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該者は、入札に参加できない。

- 10 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が出席しないときは、入札執行事務に関係ない職員（以下「立ち会い職員」という。）を立ち会わせてこれを行う。
- 11 開札会場には、競争参加者、その代理人又は立ち会い職員のいずれか1人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。
- 12 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することができない。
- 13 競争参加者又はその代理人は、契約担当職等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- 14 開札会場において、次の各号の一に該当する者は当該開札会場から退去させる。
 - 一 再度入札に参加しない者
 - 二 無効な入札をした者
 - 三 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - 四 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- 15 競争参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の競争参加者の代理人となることはできない。

（入札保証金）

第3条 入札保証金の全部の納付を免除する。

（入札の辞退）

第4条 競争において必要書類を提出する等参加の意思表示をした競争参加者又は代理人は、開札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 前項の場合において入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 開札前にあつては、入札辞退届を契約担当職に直接持参、郵送（開札日の前日まで）に到達するものに限る。）又は電子メールによる方法で提出して行う。
 - 二 開札中にあつては、その旨を明記した入札書を入札関係職員に提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない

い。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 競争参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合において、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該競争参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

一 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。

二 研究所において作成する仕様書及び入札関係書類の作成に関与した者の提出した入札書。

三 電信等により提出された入札書。

四 入札金額、調達件名及び数量、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書。

五 調達件名及び数量に重大な誤りのある入札書。

六 入札金額の記載に誤りがある又は記載が不明確な入札書。

七 入札金額を訂正した入札書。

八 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書。

九 入札公告に示した入札書の提出期限（再度入札にあつては契約担当職が別途定める提出期限）までに到達しなかった入札書。

十 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書。

十一 反社会的勢力排除に関する誓約事項について、虚偽が認められた者が提出した入札書。

十二 鉛筆書き等、消去可能な筆記具を使用した入札書。

十三 その他入札に関する条件に違反した入札書。

(入札書等の取り扱い)

第8条 提出された入札書は、開札前も含め返却しないこととする。競争参加者が連合し若しくは不穏な挙動をする等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び入札内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札書を提出し、かつ、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最

高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、支払の原因となる契約のうち次の各号に掲げる場合においては、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

一 落札者となるべき者の入札の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

二 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による場合には、有効な入札書を提出し、かつ、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した者であって、仕様書で指定する要件のうち、必須とした項目についての基準を全て満足し、総合評価基準に基づき付与された各項目の得点の合計が最も高かった者を落札者とする。ただし、支払の原因となる契約のうち前項の各号に掲げる場合においては、予定価格の制限の範囲内をもって入札し必須とした項目についての基準を全て満足した他の者のうち、総合評価基準に基づき付与された各項目の得点の合計が最も高かった者を落札者とする。

3 契約担当職は、落札者の決定後であっても、この入札に関して競争参加者が連合その他の事由により正当な入札でないこと（第7条により入札書が無効である場合も含む）が判明したときは、落札者の決定を取消することができる。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、有効な入札書を提出した競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札する。ただし、有効な入札書を提出した競争参加者又はその代理人のうち、開札に出席しない者がいる場合にあっては、契約担当職が定める日時において入札する。また、再度入札の日時までに入札のない競争参加者は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 無効な入札をした競争参加者又はその代理人は、再度入札に参加できない。

（同価格又は同点の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって立ち会い職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

3 総合評価落札方式による場合において、第1項中「同価格の入札をした者」とあるのは、「第9条第2項の得点の合計が最も高かった入札者」と読み替えるものとする。

（契約保証金）

第12条 落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(契約書の作成)

第 13 条 競争を執行し、契約の相手方が決定したときは、すみやかに契約書の取り交わしをするものとする。

2 契約書を作成する場合において、契約内容を確認の上、契約書を 2 通作成し、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに、研究所が当該契約書の送付を受けてこれに記名し押印するものとする。ただし、契約担当職が別に指示する場合は、この限りではない。

3 前項本文の場合において研究所が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

4 前 2 項の規定に関わらず、研究所と契約の相手方が合意した場合は、研究所が用いる電子契約システムにおいて契約書を取り交わすことができる。

5 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

6 研究所が契約の相手方とともに契約書に記名して押印又は電子契約システム上で契約書に電子署名しなければ本契約は、確定しないものとする。

7 落札者が、契約担当職の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(入札者に求められる義務)

第 14 条 競争参加者は、入札公告等において求められた要件について、開札日の前日までに説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(異議の申立)

第 15 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。